

議案第19号

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年1月30日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

現下の厳しい経済情勢を鑑み、商工業者の経営安定化のための緊急時限措置として実施している保証料の全額補助の期限を延長するため、本案を提出するものであります。

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

小金井市小口事業資金融資あっせん条例（平成11年条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (保証料に係る特例)</p> <p>5 平成20年12月1日から平成26年3月31日までに第15条第2項の規定により融資あっせん(第4条第1項第1号の運転資金又は同項第8号の緊急資金に係るものに限る。)の申込みに係る保証料の交付を申請する場合に限り、第15条第1項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「全額」とする。</p> <p>付 則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (保証料に係る特例)</p> <p>5 平成20年12月1日から平成25年3月31日までに第15条第2項の規定により融資あっせん(第4条第1項第1号の運転資金又は同項第8号の緊急資金に係るものに限る。)の申込みに係る保証料の交付を申請する場合に限り、第15条第1項の規定の適用については、同項中「2分の1」とあるのは、「全額」とする。</p>	<p>保証料の負担割合に係る緊急時限措置の期限の延長</p>